

渡辺病院デイサービスセンター 重要事項説明書

ご利用者様に対する指定通所介護サービスの提供開始にあたり、当事業者があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

1 実地主体

事業者名称	医療法人社団 志朋会
代表者氏名	理事長 渡辺 寛
所在地	岐阜県岐阜市加納城南通 1-23
電話番号	058-272-2129

2 事業所

事業所名称	渡辺病院デイサービスセンター
介護保険指定事業所番号	2170111609
事業所所在地	岐阜県岐阜市矢倉町7番地
連絡先 相談担当者名	TEL:058-213-7112 FAX:058-213-7173
事業所の通常の事業の実施地域	加納西、加納東、華陽、厚見、白山、梅林、茜部、三里、岐南町（一部） ※詳しくはご相談ください。
利用定員	40名

3 事業の目的と運営方針

事業の目的	要介護状態となった高齢者が、在宅での日常生活がより自立し充実した生活となるよう介護・支援を行い、高齢者及びその家族の生活の質を高めることを目的とする。
運営の方針	1、利用者が可能な限りその居宅で日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことで、利用者及びその家族等の生活の質の向上に努める。 2、事業の実施に当たっては関係市町村や地域の保健・医療・福祉サービス機関と連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

4 営業時間

営業日	月曜～土曜（年末年始を除く）
営業時間	8:00～18:00
サービス提供時間	9:20～16:30

5 職員体制

管理者	鷺見 耕治
-----	-------

従業者の職種	人員数	
管理者	1名	1名（常勤・兼務）
生活相談員	2名	2名（常勤・兼務）
看護職員	4名	2名（常勤・専従） 2名（非常勤・専従）
介護職員	9名	2名（常勤・兼務） 7名（常勤・専従）
機能訓練指導員	3名	3名（常勤・専従）
事務職員	1名	1名（常勤・専従）

6 サービス内容

(1) 提供するサービスの内容について

種類		サービスの内容
利用者居宅への送迎		事業者が保有する自動車により、利用者の居宅と事業所までの間の送迎を行います。
日常生活上の世話	食事	食事の提供及び介助が必要な利用者に対して、介助を行います。また嚥下困難者のためのきざみ食、流動食等の提供を行います。
	入浴	入浴の提供及び介助が必要な利用者に対して、入浴（全身浴・部分浴）の介助や清拭（身体を拭く）、洗髪などを行います。
	排せつ	介助が必要な利用者に対して、排泄の介助、おむつ交換を行います。
	更衣	介助が必要な利用者に対して、上着、下着の更衣の介助を行います。
	移動・移乗	介助が必要な利用者に対して、室内の移動、車いすへ移乗の介助を行います。
	服薬介助	介助が必要な利用者に対して、配剤された薬の確認、服薬のお手伝い、服薬の確認を行います。
機能訓練	機能訓練指導員により、利用者の身体状況に応じた、日常生活を営む上で必要な機能の回復及び低下防止を目的とした内容の訓練を行います。	
その他	<ul style="list-style-type: none"> 利用者及びその家族からの相談等に対して誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行います。 レクリエーションや創作活動、集団体操等を行います。 また、レクリエーション等に参加される場合に必要となる材料費等に関しては、お支払頂く事があります。	

(2) 通所介護従業者の禁止行為

通所介護従業者はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ① 医療行為（ただし、看護職員、機能訓練指導員が行う診療の補助行為を除く。）
- ② 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ③ 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ④ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- ⑤ その他利用者又は家族等に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

7 提供するサービスの利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）について

(1) 基本単位

要介護度	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
基本単位 (1日当たり)	658 単位	777 単位	900 単位	1,023 単位	1,148 単位
要介護度	要支援 1	要支援 2			
基本単位 (1月当たり)	1,798 単位 (一回当たり 436 単位)	3,621 単位 (一回当たり 447 単位)			

※要支援に限っては月まとめ又は利用回数での請求を選択していただけます。

(2) その他の加算

	加 算	単位	算 定 回 数 等
要介護度による区分なし	個別機能訓練加算（Ⅰ）ロ	76 単位	個別機能訓練を実施した日数
	生活機能向上連携加算（Ⅱ）	100 単位	要介護者に対し、1月に1回
	入浴介助加算（Ⅰ）	40 単位	入浴介助を実施した日数
	科学的介護推進体制加算	40 単位	全ての利用者に対し、1月に1回
	ADL維持等加算（Ⅰ）	30 単位	要介護者に対し、1月に1回
	介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）ロ	11.8%	基本サービス費に各種加算減算を加えた 総単位数（所定単位数） ※限度額管理の対象外
	サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	6単位（要支援者：24単位又は48単位）	サービス提供日数（要支援者：1月に1回）

※ここに記載した金額は、この見積もりによる概算のものです。実際のお支払いは、サービス内容の組み合わせ、ご利用状況などにより変動します。

8 その他の費用について

① 送迎費	利用者の居宅が、通常の事業の実施地域以外の場合、運営規程の定めに基づき、送迎に要する費用の実費を請求いたします。	
② キャンセル料	サービスの利用をキャンセルされる場合、キャンセルの連絡をいただいた時間に応じて、下記によりキャンセル料を請求させていただきます。	
	前日 17 時までにご連絡の場合	キャンセル料は不要です
	前日 17 時までにご連絡のない場合	全額キャンセル料をいただきます
※ただし、利用者の病状の急変や急な入院等の場合には、キャンセル料は請求いたしません。		
③ 食事費	600 円	
④ おむつ代	別途、自費をいただきます	
⑤ 日常生活費	実費	

9 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）その他の費用の請求及び支払い方法について

<p>① 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の請求方法等</p>	<p>ア 厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定通所介護等が法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額を請求いたします。</p> <p>イ 利用料利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。</p> <p>ウ 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月 15 日までに利用者あてお届け（郵送）します。</p>
<p>② 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の支払い方法等</p>	<p>ア サービス提供の都度お渡しするサービス提供記録の利用者控えと内容を照合のうえ、請求月の 27 日までに、下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。</p> <p>(ア) 事業者指定口座への振り込み (イ) 利用者指定口座からの自動振替 (ウ) 現金支払い</p> <p>イ お支払いの確認をしましたら、支払い方法の如何によらず、領収書をお渡ししますので、必ず保管されますようお願いいたします。（医療費控除の還付請求の際に必要なことがあります。）</p>

※ 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から 2 月以上遅延し、さらに支払いの督促から 14 日以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

10 サービスの提供にあたって

- (1) サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- (2) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する 30 日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。
- (3) 利用者に係る居宅介護支援事業者が作成する「居宅サービス計画（ケアプラン）」に基づき、利用者及び家族の意向を踏まえて、「通所介護計画」を作成します。なお、作成した「通所介護計画」は、利用者又は家族にその内容を説明いたしますので、ご確認くださいようお願いします
- (4) サービス提供は「通所介護計画」に基づいて行ないます。なお、「通所介護計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます
- (5) 通所介護従業者に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行ないますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に十分な配慮を行ないます。

1 1 身体拘束について

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることに留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。

また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 緊急性……直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限ります。
- (2) 非代替性……身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限ります。
- (3) 一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

1 2 秘密の保持と個人情報の保護について

<p>① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について</p>	<p>① 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。</p> <p>② 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。</p> <p>③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。</p> <p>④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。</p>
<p>② 個人情報の保護について</p>	<p>① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。</p> <p>② 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるもの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。</p> <p>③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示</p>

に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。)

1.3 協力医療機関

医療機関の名称	医療法人社団志朋会 加納渡辺病院
所在地	岐阜県岐阜市加納城南通1-23
電話番号	058-272-2129
診療科	外科 内科 整形外科 皮膚科 泌尿器科 肛門外科 リハビリテーション科
入院設備	有り
救急指定	有り
契約の概要	・緊急及び救急時受入 ・利用者の健康に関する、受診及び診断等

1.4 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

1.5 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定通所介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

1.6 心身の状況の把握

指定通所介護の提供に当たっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

1.7 居宅介護支援事業者等との連携

- ① 指定通所介護の提供に当たり、居宅介護支援事業者及び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。
- ② サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する「通所介護計画」の写しを、利用者の同意を得た上で居宅介護支援事業者に速やかに送付します。
- ③ サービスの内容が変更された場合またはサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面またはその写しを速やかに居宅介護支援事業者に送付します。

1.8 サービス提供の記録

- ① 指定通所介護の実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録は、提供の日から5年間保存します。
- ② 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

1.9 非常災害対策

- ① 事業所に災害対策に関する担当者（防火管理者）を置き、非常災害対策に関する取り組みを行います。

災害対策に関する担当者（防火管理者）職・氏名：鷺見 耕治

- ② 非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知します。

- ③ 定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。

避難訓練実施時期：（毎年2回 5月・11月）

20 衛生管理等

- ① 指定通所介護の用に供する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じます。

- ② 指定通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じます。

- ③ 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。

21 サービス提供に関する相談、苦情について

(1) 苦情処理の体制及び手順

ア 提供した指定通所介護に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。（下表に記す【事業者の窓口】のとおり）

イ 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は別紙「利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要」とおりとします。

(2) 苦情申立の窓口

【事業者の窓口】	所在地：岐阜市矢倉町7番地 電話番号：058-213-7112 ファックス番号：058-213-7173 受付時間：8：30～17：30
【岐阜市役所介護保険課】	電話番号：058-265-4141 営業時間：8：45～17：30
【岐南町役場】	電話番号：058-247-1348 営業時間：8：30～17：15
【岐阜県国民健康保険団体連合会】 介護・障害課苦情相談係	所在地：岐阜県岐阜市下奈良2丁目2番1号 岐阜県福祉・農業会館内 電話番号：058-275-9826 営業時間：9：00～17：00

